

令和4年12月22日

林弘法律事務所  
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和5年1月4日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和4年12月5日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和4年12月8日（木）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

利害関係人として不動産登記簿の附属書類を不動産登記法121条2項ただし書に基づいて閲覧する際、写真撮影は許されていることが分かる文書（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、「登記研究」（ティハン）第208号43頁で紹介されている「昭和40年2月24日付第1035号浦和方法務局長照会、同年3月11日付民事三発第238号民事局第三課長回答」が該当すると考えられます。

しかしながら、法務省本省においては、上記行政文書は保存期間満了により既に廃棄されているため、保有しておらず、このまま開示請求を維持されたとしても、行政文書不存在として不開示決定がされることになると見込まれます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります（ただし、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。